

定 期 監 査

1 監査の実施期間

令和4年1月13日から同年3月1日まで

2 監査の対象

◇ 環 境 部 環境総務課、環境保全課、廃棄物対策課、
新環境クリーンセンター

◇ 都市整備部 都市計画課、土地対策課、建築指導課、みどりの課、
市街地整備課、住宅政策課、新富士駅南整備課、
インター周辺区画整理課

◇ 建 設 部 建設総務課、道路整備課、道路維持課、河川課、施設保全課

3 監査の範囲・方法

令和3年4月1日から11月30日までに執行された事務事業について、提出された資料に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類等により予備監査を実施し、担当職員からその執行状況等の説明を聴取した。

監査に当たっては、富士市監査基準に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ正確に行われているか、また、より少ない費用で、最大限の成果を得ているかを主な着眼点として監査を実施した。

なお、監査を実施する前に、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、重点監査項目を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 契約関係

- ・ 工事、委託、修繕、物品購入等において、契約を恣意的に分割していないか。
- ・ 契約内容の見直し及び契約書類等の不備はないか。
- ・ 不適切な契約手続・履行はないか。
- ・ 不適切な随契理由はないか。

(2) 支出関係

- ・ 不適切な予算執行、支給手続はないか。
- ・ 支払いの遅延はないか。

(3) その他

- ・ 内部統制が機能しているか。
- ・ 現金の管理・取扱いに問題はないか。

- ・要領、ルール等の定めに沿った事務の運用が行われているか。
- ・郵券等の保管・管理は適切に行われているか。
- ・委託、補助金等の実績報告が適切に行われ、担当部署が履行内容や団体の繰越金等をしっかり確認しているか。
- ・日付誤りや消せるボールペン使用など文書関係に不備はないか。
- ・その他不正に繋がるリスクが高いものはないか。

4 監査の結果

監査対象となった事務事業は、所期の目的に沿った執行が進められており、その経理手続、事務処理は概ね妥当と認められ、公表すべき指摘事項は見られなかった。

5 事務事業の概要

各所属の事務事業等の実施状況は、次のとおりである。

(注 意)

- 1 文中及び各表中の金額は、原則として千円未満を四捨五入してあるが、端数調整により合計数と一致しない場合がある。
- 2 文中及び各表中の比率(%)は、原則として小数点第3位を四捨五入しているが、比率99.995%以上100.000%未満は99.99%とし、100.000%を超え100.005%未満のものは100.01%とした。また、構成比の合計が100.00%になるよう一部調整したところもある。
- 3 文中及び各表中の比率(%)は、円単位で計算している。